

## 群馬県就農支援資金償還補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、将来の本県農業の中核的な担い手となる青年の就農促進を図るために、群馬県就農支援資金償還金補助対策に基づいて事業を実施する市町村に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

### (概算払請求)

第4条 規則第7条に規定する概算払請求書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

### (実績報告)

第5条 規則第11条に規定する実績報告書の様式は、別記様式第3号のとおりとし、補助事業完了後30日または補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

### (書類の提出部数等)

第6条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副それぞれ1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのあるものを除き、別に知事が定めるものとする。

### (書類の経由)

第7条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄の農業事務所を経由しなければならない。

### (調査)

第8条 知事は、補助金交付に係る必要な事項について、職員に必要な書類等を調査させることができる。

2 調査の結果、本要綱の規定に違反し、又は不当であると認められるときは、知事は、市町村に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、補助金の交付決定を取消した場合において、その取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(証拠書類等)

第9条 市町村は、この補助金に係る証拠書類を事務完了の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年8月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。但し、平成16年4月1日以降の新たな資金借受者に対しての償還補助は行わないものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から適用する。

(別 表)

補助金等の名称	補助対象経費	補助率	その他の条件
群馬県就農支援 資金償還補助金	「青年等の就農促進のための資金 の貸付等に関する特別措置法 (平成7年法律第2号)第2条に定 める「就農支援資金」のなかの「就 農研修資金」のうち、先進農家等 で行う国内、海外研修に対する資金で 、その助成額は次のとおりとする。  1 農家子弟が新規部門開始した 場合 償還金の4分の1の額  2 非農業者が新規参入した場合 償還金の2分の1の額	2分の1 以内	1 就農計画に基づ き就農し、償還金の 延滞が発生してい ないこと。 2 就農後5年以上 農業に従事し、かつ 将来とも営農が継 続されると認めら れること。 3 事業実施年度に おける償還の実施 が確認されている こと。

(別紙様式第1号)

番 号  
年 月 日

群馬県知事                   あて

市町村長                   印

平成   年度群馬県就農支援資金償還補助金交付申請書

平成   年度において、下記のとおり群馬県就農支援資金償還補助対策を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県就農支援資金償還補助金交付要綱に基づき、補助金                   円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（効果）

2 事業の経費及び負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			摘 要
		県補助金	市町村費	その他	
群馬県就農支援資金償還補助金	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日

平成   年   月   日

4 収支予算

(収入の部)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県補助金					
市町村費					
計					

(支出の部)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県補助金					
市町村費					
計					

(別紙様式第2号)

番 号  
年 月 日

群馬県知事           あて

市町村長           印

平成 年度群馬県就農支援資金償還補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度群馬県就農支援資金償還補助金について、下記のとおり金 円を概算払いにより交付されたく申請します。

記

区 分	交 付 決定額	概算払請求額			残 額	備 考
		前回まで	今 回	計		
群馬県就農支援資金償還補助金	円	円	円	円		

・概算払いを必要とする理由

・金融機関、振込口座番号

(別紙様式第3号)

番 号  
年 月 日

群馬県知事           あて

市町村長           印

平成   年度群馬県就農支援資金償還補助金実績報告書

平成   年   月   日付け群馬県指令   第   号で交付決定のあった平成   年度群馬県  
就農支援資金償還補助金については、群馬県就農支援資金償還補助金交付要綱第6条の  
規定により、下記のとおりその実績を報告します。

(あわせて補助金の未受領額                        円の交付を請求します。)

記

以下、様式第1号の記以下に準じて作成するものとする。